

○総務省令第六十三号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定に基づき、事業用電気通信設備規則及び電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年十一月十三日

総務大臣 石田 真敏

事業用電気通信設備規則及び電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令

（事業用電気通信設備規則の一部改正）

第一条 事業用電気通信設備規則（昭和六十年郵政省令第三十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

(定義)

第三条 [略]

2 この規則の規定の解釈については、次の定義に従うものとする。

〔一〕四 略

四の二 「メタルインターネットプロトコル電話用設備」とは、二線式アナログ電話用設備のうち、他の電気通信事業者の電気通信設備を接続する点においてインターネットプロトコルを使用するものをいう。

〔五 略

五の二 「インターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備」とは、総合デジタル通信用設備のうち、他の電気通信事業者の電気通信設備を接続する点においてインターネットプロトコルを使用するものをいう。

〔六〕十二 略

十三 「固定電話接続用設備」とは、事業用電気通信設備(メタルインターネットプロトコル電話用設備、インターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備及び電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備に限る。)であつて、他の電気通信事業者の電気通信設備(メタルインターネットプロトコル電話用設備、インターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備及び電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備に限る。)との接続を行うために設置される電気通信設備の機器(専ら特定の一の者の電気通信設備との接続を行うために設置されるものを除く。)と同一の構内に設置されるものをいう。

(予備機器等)

第四条 [略]

〔2〕4 略

5 固定電話接続用設備は、その故障等の発生時に他の地域に設置された固定電話接続用設備に速やかに切り替えられるようにしなければならない。

第八條の三 電気通信事業者は、一の地域に設置した固定電話接続用設備が故障等により使用できない場合に他の地域に設置した固定電話接続用設備を用いてその疎通が確保できるよう、十分な通信容量を有する電気通信設備(当該他の地域に設置した固定電話接続用設備と接続される伝送路設備を含む。)を設置するよう努めなければならない。

(停電対策)

第十一条 事業用電気通信設備は、通常受けている電力の供給が停止した場合においてその取り扱い通信が停止することのないよう自家用発電機又は蓄電池の設置その他これに準ずる措置(交換設備にあつては、自家用発電機及び蓄電池の設置その他これに準ずる措置。第四項において同じ。)が講じられていなければならない。

(定義)

第三条 [同上]

2 [同上]

〔一〕四 同上

〔新設〕

〔五 同上]

〔新設〕

〔六〕十二 同上

〔新設〕

(予備機器等)

第四条 [同上]

〔2〕4 同上

〔新設〕

〔新設〕

(停電対策)

第十一条 事業用電気通信設備は、通常受けている電力の供給が停止した場合においてその取り扱い通信が停止することのないよう自家用発電機又は蓄電池の設置その他これに準ずる措置(交換設備にあつては、自家用発電機及び蓄電池の設置その他これに準ずる措置)が講じられていなければならない。

〔2・3 略〕

4 電気通信事業者は、固定電話接続用設備について、通常受けている電力の供給が長時間にわたり停止した場合においてその取り扱う通信が停止することのないよう自家用発電機又は蓄電池の設置その他これに準ずる措置を講ずるよう努めなければならない。

(大規模災害対策)

第十五条の三 〔略〕

2 前項第三号の規定にかかわらず、固定電話接続用設備は、大規模な災害により電気通信役務の提供に重大な支障が生じること防止するため、複数の地域に分散して設置しなければならない。

(適用除外)

第十六条 第四条、第八条から第八条の三まで、第十条第二項及び第十一条の規定は、他人の通信を媒介する電気通信役務以外の電気通信役務の提供の用に供する電子計算機の本体及びこれに附属する設備について適用しない。

2 第四条、第五条、第八条から第八条の三まで、第九条、第十条第二項、第十一条及び第十三条から第十五条までの規定は、利用者の建築物又はこれに類するところに設置する事業用電気通信設備について適用しない。

〔3・4 略〕

(准用)

第十六条の五 第五条、第六条、第八条、第十条第一項、第十二条、第十四条、第十五条の二及び第十五条の三(第一項第三号及び第四号に係る部分に限る。)の規定は、事業用電気通信設備(電気通信回線設備に限る。)について準用する。

〔2・3 略〕

(適用の範囲)

第二十六条 この款の規定(第三十五条の二の七を除く。)は、二線式アナログ電話用設備(特定端末設備を除く。第三章第五節において同じ。)に対して適用する。

(メタルインターネットプロトコル電話用設備の基本機能)

第三十三条の二 メタルインターネットプロトコル電話用設備は、ファクシミリによる送受信が正常に行えるものでなければならない。

(通話品質)

第三十四条 事業用電気通信設備(電気通信回線設備に限る。次条第三号及び第四号において同じ。)に端末規則第二条第二項第三号に規定するアナログ電話端末であつて、総務大臣が別に告示する送話ラウドネス定格及び受話ラウドネス定格に適合するもの(以下この条、第三十五条の十八第一項、第三十五条の十九の二第一項及び第三十六条の五第一項において「アナログ電話端末」という。)を接続した場合の通話品質は、アナログ電話端末と端末回線に接続される交換設備との間の送話ラウドネス定格は一五デシベル以下であり、かつ、受話ラウドネス定格は六デシベル以下でなければならない。

〔2 略〕

(総合品質)

〔2・3 同上〕

〔新設〕

(大規模災害対策)
第十五条の三 〔同上〕

〔新設〕

第十六条 第四条、第八条、第八条の二、第十条第二項及び第十一条の規定は、他人の通信を媒介する電気通信役務以外の電気通信役務の提供の用に供する電子計算機の本体及びこれに附属する設備について適用しない。

(適用除外)

2 第四条、第五条、第八条、第八条の二、第九条、第十条第二項、第十一条及び第十三条から第十五条までの規定は、利用者の建築物又はこれに類するところに設置する事業用電気通信設備について適用しない。

〔3・4 同上〕

(准用)

第十六条の五 第五条、第六条、第八条、第十条第一項、第十二条、第十四条、第十五条の二及び第十五条の三(第三号及び第四号に係る部分に限る。)の規定は、事業用電気通信設備(電気通信回線設備に限る。)について準用する。

〔2・3 同上〕

(適用の範囲)

第二十六条 この款の規定(第三十五条の二の四を除く。)は、二線式アナログ電話用設備(特定端末設備を除く。第三章第五節において同じ。)に対して適用する。

〔新設〕

(通話品質)

第三十四条 事業用電気通信設備(電気通信回線設備に限る。次条第三号及び第四号において同じ。)に端末規則第二条第二項第三号に規定するアナログ電話端末であつて、総務大臣が別に告示する送話ラウドネス定格及び受話ラウドネス定格に適合するもの(以下この条、第三十五条の十一、第三十五条の十八第一項及び第三十五条の十九の二第一項において「アナログ電話端末」という。)を接続した場合の通話品質は、アナログ電話端末と端末回線に接続される交換設備との間の送話ラウドネス定格は一五デシベル以下であり、かつ、受話ラウドネス定格は六デシベル以下でなければならない。

〔2 同上〕

第三十五条の二 電気通信事業者は、当該電気通信事業者の設置するメタルインターネットプロトコル電話用設備に接続する端末設備等相互間における通話の総合品質に関して、総務大臣が別に告示するところに従い、あらかじめ基準を定め、その基準を維持するように努めなければならない。ただし、当該端末設備等と国際中継回線を接続している国際交換設備との間の通話は、この限りでない。

(ネットワーク品質)

第三十五条の二 電気通信事業者は、当該電気通信事業者の設置するメタルインターネットプロトコル電話用設備と当該メタルインターネットプロトコル電話用設備に接続する端末設備等との間の分界点(以下この条において「端末設備等分界点」という。)相互間及び当該電気通信事業者の設置するメタルインターネットプロトコル電話用設備と他の電気通信事業者の事業用電気通信設備(メタルインターネットプロトコル電話用設備、インターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備又は電気通信番号規則第九条第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備に限る。)との間の分界点と端末設備等分界点との間のネットワーク品質に関して、総務大臣が別に告示するところに従い、あらかじめ基準を定め、その基準を維持するよう努めなければならない。

(安定品質)

第三十五条の三 電気通信事業者は、当該電気通信事業者の設置するメタルインターネットプロトコル電話用設備について、総務大臣が別に告示するところにより、当該メタルインターネットプロトコル電話用設備を介して提供される音声伝送役務の安定性が確保されるよう必要な措置を講じなければならない。

(緊急通報を扱う事業用電気通信設備)

第三十五条の四 電気通信番号規則第十一条各号に規定する電気通信番号を用いた警察機関、海上保安機関又は消防機関(以下「警察機関等」という。)への通報(以下「緊急通報」という。)を扱う事業用電気通信設備は、次の各号のいずれにも適合するものでなければならない。

〔一〕三 略〕

四 メタルインターネットプロトコル電話用設備に関する前号の呼び返しを行う場合にあつては、次に掲げる機能を有すること。

イ 緊急通報を発信した端末設備等に当該緊急通報に係る電気通信番号規則第十一条各号に規定する電気通信番号を送信する機能

ロ 緊急通報を発信した端末設備等が、当該端末設備等に係る着信を他の端末設備等に転送する機能を有する場合にあつては、当該機能を解除する機能

ハ 緊急通報を発信した端末設備等が、特定の電気通信番号を有する端末設備等からの着信を拒否する機能を有する場合にあつては、当該機能を解除する機能

ニ 緊急通報を発信した端末設備等からの発信(緊急通報に係るものを除く。)及び当該端末設備等への着信(呼び返しに係るものを除く。)を当該端末設備等からの当該緊急通報に係る終話信号の送出後一定の時間制限する機能

ホ 呼び返しに係る通信を次条に規定する災害時優先通信として取り扱う機能

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

(緊急通報を扱う事業用電気通信設備)

第三十五条の二 〔同上〕

〔一〕三 同上〕

〔新設〕

第三十五条の二の五〔第三十五条の二の八〕〔略〕

(基本機能)

第三十五条の三 事業用電気通信設備の機能は、次の各号のいずれにも適合しなければならない。

「一〇四 略」

五 インターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信設備にあつては、ファクシミリによる送受信が正常に行えること。

(総合品質)

第三十五条の五の二 第三十五条の二の規定は、インターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信設備の総合品質について準用する。この場合において、同条中「メタルインターネットプロトコル電話用設備」とあるのは「インターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信設備（音声伝送業務の提供の用に供するものに限る。）」と読み替えるものとする。

(ネットワーク品質)

第三十五条の五の三 第三十五条の二の規定は、インターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信設備のネットワーク品質について準用する。この場合において、同条中「設置するメタルインターネットプロトコル電話用設備」とあるのは「設置するインターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信設備（音声伝送業務の提供の用に供するものに限る。）」と、「当該メタルインターネットプロトコル電話用設備」とあるのは「当該インターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信設備（音声伝送業務の提供の用に供するものに限る。）」と読み替えるものとする。

(安定品質)

第三十五条の五の四 第三十五条の二の三の規定は、インターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信設備の安定品質について準用する。この場合において、同条中「メタルインターネットプロトコル電話用設備」とあるのは「インターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信設備（音声伝送業務の提供の用に供するものに限る。）」と読み替えるものとする。

(緊急通報を扱う事業用電気通信設備)

第三十五条の六 緊急通報を扱う事業用電気通信設備は、次の各号のいずれにも適合するものではない。

「一〇三 略」

四 インターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信設備に関する前号の呼び返しを行う場合にあつては、次に掲げる機能を有すること。

イ 緊急通報を発信した端末設備等に当該緊急通報に係る電気通信番号規則第十一条各号に規定する電気通信番号を送信する機能

ロ 緊急通報を発信した端末設備等が、当該端末設備等に係る着信を他の端末設備等に転送する機能を有する場合にあつては、当該機能を解除する機能

ハ 緊急通報を発信した端末設備等が、特定の電気通信番号を有する端末設備等からの着信を拒否する機能を有する場合にあつては、当該機能を解除する機能

ニ 緊急通報を発信した端末設備等からの発信（緊急通報に係るものを除く。）及び当該端

第三十五条の二の二〔第三十五条の二の五〕〔同上〕

(基本機能)

第三十五条の三 〔同上〕

「一〇四 同上」

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

(緊急通報を扱う事業用電気通信設備)

第三十五条の六 〔同上〕

「一〇三 同上」

〔新設〕

末設備等への着信（呼び返しに係るものを除く。）を当該端末設備等からの当該緊急通報に係る通信の終了を表す信号の送出後一定の時間制限する機能

ホ 呼び返しに係る通信を次条に規定する災害時優先通信として取り扱う機能

（災害時優先通信の優先的取扱い）

第三十五条の六の二 第三十五条の二の五の規定は、事業用電気通信設備について準用する。

（異なる電気通信番号の送信の防止）

第三十五条の七 第三十五条の二の六の規定は、事業用電気通信設備について準用する。

（総合品質）

第三十五条の十一 第三十五条の二の規定は、事業用電気通信設備の総合品質について準用する。この場合において、同条中「メタルインターネットプロトコル電話用設備」とあるのは「事業用電気通信設備」と読み替えるものとする。

（ネットワーク品質）

第三十五条の十二 第三十五条の二の二の規定は、事業用電気通信設備のネットワーク品質について準用する。この場合において、同条中「設置するメタルインターネットプロトコル電話用設備」とあるのは「設置する事業用電気通信設備」と、「当該メタルインターネットプロトコル電話用設備」とあるのは「当該事業用電気通信設備」と読み替えるものとする。

（安定品質）

第三十五条の十三 第三十五条の二の三の規定は、事業用電気通信設備の安定品質について準用する。この場合において、同条中「メタルインターネットプロトコル電話用設備」とあるのは「事業用電気通信設備」と読み替えるものとする。

（緊急通報を扱う事業用電気通信設備）

第三十五条の十四 第三十五条の六の規定は、緊急通報を扱う事業用電気通信設備について準用する。この場合において、同条第四号中「インターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備に関する前号の呼び返し」とあるのは「前号の呼び返し（アナログ電話用設備（メタルインターネットプロトコル電話用設備を除く。）又は総合デジタル通信用設備（インターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備を除く。）を介するものを除く。）」と読み替えるものとする。

（災害時優先通信の優先的取扱い）

第三十五条の十四の二 第三十五条の二の五の規定は、事業用電気通信設備について準用する。

（異なる電気通信番号の送信の防止）

第三十五条の十五 第三十五条の二の六の規定は、事業用電気通信設備について準用する。

（災害時優先通信の優先的取扱い）

第三十五条の六の二 第三十五条の二の二の規定は、事業用電気通信設備について準用する。

（異なる電気通信番号の送信の防止）

第三十五条の七 第三十五条の二の三の規定は、事業用電気通信設備について準用する。

（総合品質）

第三十五条の十一 電気通信事業者は、当該電気通信事業者の設置する事業用電気通信設備（アナログ電話端末と接続できるものに限る。）に接続する端末設備等（インターネットプロトコルを使用してパケット交換網に接続するものに限る。）相互間における通話（アナログ電話端末との間の通話を含む。）の総合品質に関して、総務大臣が別に告示するところに従い、あらかじめ基準を定め、その基準を維持するように努めなければならない。ただし、当該端末設備等と国際中継回線を接続している国際交換設備との間の通話は、この限りでない。

（ネットワーク品質）

第三十五条の十二 電気通信事業者は、当該電気通信事業者の設置する事業用電気通信設備と当該電気通信設備に接続する端末設備等との間の分界点（以下この条において「端末設備等分界点」という。）相互間及び当該電気通信事業者の設置する事業用電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備（電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備に限る。）との間の分界点と端末設備等分界点との間のネットワーク品質に関して、総務大臣が別に告示するところに従い、あらかじめ基準を定め、その基準を維持するよう努めなければならない。

（安定品質）

第三十五条の十三 電気通信事業者は、当該電気通信事業者の設置する事業用電気通信設備について、総務大臣が別に告示するところにより、当該事業用電気通信設備を介して提供される音声伝送役務がアナログ電話用設備を介して提供される音声伝送役務と同等の安定性が確保されるよう必要な措置を講じなければならない。

（緊急通報を扱う事業用電気通信設備）

第三十五条の十四 第三十五条の六の規定は、緊急通報を扱う事業用電気通信設備について準用する。

（災害時優先通信の優先的取扱い）

第三十五条の十四の二 第三十五条の二の二の規定は、事業用電気通信設備について準用する。

（異なる電気通信番号の送信の防止）

第三十五条の十五 第三十五条の二の三の規定は、事業用電気通信設備について準用する。

(基本機能)
第三十五条の十七 第三十五条の三(第五号を除く。)の規定は、事業用電気通信設備の機能について準用する。

(総合品質)

第三十五条の十九の二 電気通信事業者は、当該電気通信事業者の設置する事業用電気通信設備に接続する端末設備等(インターネットプロトコル携帯電話用設備に接続するものに限る。)相互間における通話(アナログ電話端末との間の通話を含む。)の総合品質に関し、あらかじめ基準を定め、その基準を維持するように努めなければならない。ただし、当該端末設備等と国際中継回線を接続している国際交換設備との間の通話は、この限りでない。

[2 略]

(災害時優先通信の優先的取扱い)

第三十五条の二十一 第三十五条の二の五の規定は、事業用電気通信設備について準用する。

(異なる電気通信番号の送信の防止)

第三十五条の二十二 第三十五条の二の六の規定は、事業用電気通信設備について準用する。

(基本機能)

第三十六条の二 第三十五条の三(第五号を除く。)の規定は、事業用電気通信設備の機能について準用する。

(総合品質)

第三十六条の五 電気通信事業者は、当該電気通信事業者の設置する事業用電気通信設備に接続する端末設備等(インターネットプロトコルを使用してパケット交換網に接続するものに限る。)相互間における通話(アナログ電話端末との間の通話を含む。)の総合品質に関し、総務大臣が別に告示するところに従い、あらかじめ基準を定め、その基準を維持するように努めなければならない。ただし、当該端末設備等と国際中継回線を接続している国際交換設備との間の通話は、この限りでない。

[2 略]

(災害時優先通信を取り扱う事業用電気通信設備)

第三十六条の七 第三十五条の二の五の規定は、災害時優先通信を取り扱う事業用電気通信設備について準用する。

(異なる電気通信番号の送信の防止)

第三十六条の八 第三十五条の二の六の規定は、電気通信番号規則第十条第一項第二号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備について準用する。

(予備機器)

第三十七条 [略]

[2 略]

3|| 固定電話接続用設備は、その故障等の発生時に他の地域に設置された固定電話接続用設備に速やかに切り替えられるようにしなければならない。

(基本機能)
第三十五条の十七 第三十五条の三の規定は、事業用電気通信設備の機能について準用する。

(総合品質)

第三十五条の十九の二 電気通信事業者は、当該電気通信事業者の設置する事業用電気通信設備(アナログ電話端末と接続できるものに限る。)に接続する端末設備等(インターネットプロトコル携帯電話用設備に接続するものに限る。)相互間における通話(アナログ電話端末との間の通話を含む。)の総合品質に関し、あらかじめ基準を定め、その基準を維持するように努めなければならない。ただし、当該端末設備等と国際中継回線を接続している国際交換設備との間の通話は、この限りでない。

[2 同上]

(災害時優先通信の優先的取扱い)

第三十五条の二十一 第三十五条の二の二の規定は、事業用電気通信設備について準用する。

(異なる電気通信番号の送信の防止)

第三十五条の二十二 第三十五条の二の三の規定は、事業用電気通信設備について準用する。

(基本機能)

第三十六条の二 第三十五条の三の規定は、事業用電気通信設備の機能について準用する。

(総合品質)

第三十六条の五 電気通信事業者は、当該電気通信事業者の設置する事業用電気通信設備(アナログ電話端末と接続できるものに限る。)に接続する端末設備等(インターネットプロトコルを使用してパケット交換網に接続するものに限る。)相互間における通話(アナログ電話端末との間の通話を含む。)の総合品質に関し、総務大臣が別に告示するところに従い、あらかじめ基準を定め、その基準を維持するように努めなければならない。ただし、当該端末設備等と国際中継回線を接続している国際交換設備との間の通話は、この限りでない。

[2 同上]

(災害時優先通信を取り扱う事業用電気通信設備)

第三十六条の七 第三十五条の二の二の規定は、災害時優先通信を取り扱う事業用電気通信設備について準用する。

(異なる電気通信番号の送信の防止)

第三十六条の八 第三十五条の二の三の規定は、電気通信番号規則第十条第一項第二号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備について準用する。

(予備機器)

第三十七条 [同上]

[2 同上]

[新設]

(停電対策)

第三十八条 事業用電気通信設備は、通常受けている電力の供給が停止した場合においてその取り扱う通信が停止することのないよう自家用発電機又は蓄電池の設置その他これに準ずる措置(交換設備にあつては、自家用発電機及び蓄電池の設置その他これに準ずる措置。第四項において同じ。)が講じられていなければならない。

〔2・3 略〕

4 電気通信事業者は、固定電話接続用設備について、通常受けている電力の供給が長時間にわたり停止した場合においてその取り扱う通信が停止することのないよう自家用発電機又は蓄電池の設置その他これに準ずる措置を講ずるよう努めなければならない。

(準用)

第三十九条 第五条から第八条まで、第八条の三、第九条、第十条、第十二条から第十五条まで及び第十五条の三(第一項第三号及び第五号並びに第二項に係る部分に限る。)の規定は、事業用電気通信設備について準用する。この場合において、第七条第二項中「応急復旧工事、臨時の電気通信回線の設置、電力の供給その他の応急復旧措置」とあるのは「応急復旧措置」と、第十条第二項中「自家用発電機及び蓄電池」とあるのは「蓄電池」と読み替えるものとする。

(適用除外)

第四十条 第三十七条及び第三十八条の規定並びに前条において準用する第五条、第八条、第九条の三、第九条、第十条第二項及び第十三条から第十五条までの規定は、利用者の建築物又はこれに類するところに設置する事業用電気通信設備について適用しない。

〔2 略〕

(準用)

第四十五条 第二十七条から第三十三条の二まで、第三十五条の二から第三十五条の三の三まで及び第三十五条の二の六の規定は、二線式アナログ電話用設備について準用する。

2 第三十五条の二の四の規定は、緊急通報を扱う二線式アナログ電話用設備について準用する。

3 第三十五条の二の五の規定は、災害時優先通信の優先的取扱いを行う事業用電気通信設備について準用する。

4 第三十五条の二から第三十五条の三の三まで、第三十五条の二の六及び第三十五条の九の規定は、電気通信番号規則第九条第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備について準用する。この場合において、第三十五条の二及び第三十五条の三の三中「メタルインターネットプロトコル電話用設備」とあるのは「事業用電気通信設備」と、第三十五条の二の二中「設置するメタルインターネットプロトコル電話用設備」とあるのは「設置する事業用電気通信設備」と、当該メタルインターネットプロトコル電話用設備」とあるのは「当該事業用電気通信設備」と読み替えるものとする。

5 第三十五条の十四において読み替えて準用する第三十五条の六の規定は、電気通信番号規則第九条第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備における緊急通報を扱う事業用電気通信設備について準用する。

(停電対策)

第三十八条 事業用電気通信設備は、通常受けている電力の供給が停止した場合においてその取り扱う通信が停止することのないよう自家用発電機又は蓄電池の設置その他これに準ずる措置(交換設備にあつては、自家用発電機及び蓄電池の設置その他これに準ずる措置)が講じられていなければならない。

〔2・3 同上〕

〔新設〕

第三十九条 第五条から第八条まで、第九条、第十条、第十二条から第十五条まで及び第十五条の三(第三号及び第五号に係る部分に限る。)の規定は、事業用電気通信設備について準用する。この場合において、第七条第二項中「応急復旧工事、臨時の電気通信回線の設置、電力の供給その他の応急復旧措置」とあるのは「応急復旧措置」と、第十条第二項中「自家用発電機及び蓄電池」とあるのは「蓄電池」と読み替えるものとする。

(準用)

第四十条 第三十七条及び第三十八条の規定並びに前条において準用する第五条、第八条、第九条、第十条第二項及び第十三条から第十五条までの規定は、利用者の建築物又はこれに類するところに設置する事業用電気通信設備について適用しない。

(適用除外)

第四十五条 第二十七条から第三十三条まで及び第三十五条の二の三の規定は、二線式アナログ電話用設備について準用する。

〔2 同上〕

(準用)

2 第三十五条の二の規定は、緊急通報を扱う二線式アナログ電話用設備について準用する。

3 第三十五条の二の二の規定は、災害時優先通信の優先的取扱いを行う事業用電気通信設備について準用する。

4 第三十五条の二の三、第三十五条の九及び第三十五条の十一から第三十五条の十三までの規定は、電気通信番号規則第九条第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備について準用する。

5 第三十五条の六の規定は、電気通信番号規則第九条第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備における緊急通報を扱う事業用電気通信設備について準用する。

(アナログ電話用設備等)

第四十六條 第五條から第十五條まで(第十一條を除く。)、第十五條の三(第一項第三号及び第五号並びに第二項に係る部分に限る。)、第三十七條及び第三十八條の規定は、アナログ電話用設備等について準用する。この場合において、第七條第二項中「応急復旧工事、臨時の電気通信回線の設置、電力の供給その他の応急復旧措置」とあるのは「応急復旧措置」と、第十條第二項中「家用発電機及び蓄電池」とあるのは「蓄電池」と読み替えるものとする。

(その他の電気通信設備)

第四十七條 第五條、第六條、第八條、第十條第一項、第十二條、第十四條、第十五條の三(第一項第三号に係る部分に限る。)、第十六條の三及び第十六條の四の規定は、アナログ電話用設備等以外の事業用電気通信設備について準用する。

(アナログ電話用設備)

第五十二條 第二十七條から第三十三條の二まで、第三十五條(第三号及び第四号を除く。)から第三十五條の二の三まで及び第三十五條の二の六の規定は、二線式アナログ電話用設備について準用する。

2 第三十五條の二の四の規定は、緊急通報を扱う二線式アナログ電話用設備について準用する。

3 第三十五條の二の五の規定は、災害時優先通信の優先的取扱いを行う二線式アナログ電話用設備について準用する。

(総合デジタル通信用設備)

第五十三條 第三十五條(第二号及び第五号に限る。)、第三十五條の二から第三十五條の二の三まで、第三十五條の二の六及び第三十五條の三の規定は、総合デジタル通信用設備について準用する。この場合において、第三十五條第二号及び第五号中「選択信号」とあるのは「電気通信番号」と、第三十五條の二及び第三十五條の二の三中「メタルインターネットプロトコル電話用設備」とあるのは「インターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備(音声伝送業務の提供の用に供するものに限る。)」と、第三十五條の二の二中「設置するメタルインターネットプロトコル電話用設備」とあるのは「設置するインターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備(音声伝送業務の提供の用に供するものに限る。)」と、「当該メタルインターネットプロトコル電話用設備」とあるのは「当該インターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備(音声伝送業務の提供の用に供するものに限る。)」と読み替えるものとする。

[2] 略

3 第三十五條の二の五の規定は、災害時優先通信の優先的取扱いを行う総合デジタル通信用設備について準用する。

(アナログ電話相当の機能を有するインターネットプロトコル電話用設備)

第五十四條 第三十五條(第二号及び第五号に限る。)、第三十五條の二から第三十五條の二の三まで、第三十五條の二の六及び第三十五條の九の規定は、電気通信番号規則第九條第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備について準用する。この場合において、第三十五條第二号及び第五号中「選択信号」と

(アナログ電話用設備等)

第四十六條 第五條から第十五條まで(第十一條を除く。)、第十五條の三(第三号及び第五号に係る部分に限る。)、第三十七條及び第三十八條の規定は、アナログ電話用設備等について準用する。この場合において、第七條第二項中「応急復旧工事、臨時の電気通信回線の設置、電力の供給その他の応急復旧措置」とあるのは「応急復旧措置」と、第十條第二項中「家用発電機及び蓄電池」とあるのは「蓄電池」と読み替えるものとする。

(その他の電気通信設備)

第四十七條 第五條、第六條、第八條、第十條第一項、第十二條、第十四條、第十五條の三(第三号に係る部分に限る。)、第十六條の三及び第十六條の四の規定は、アナログ電話用設備等以外の事業用電気通信設備について準用する。

(アナログ電話用設備)

第五十二條 第二十七條から第三十三條まで、第三十五條(第三号及び第四号を除く。)及び第三十五條の二の三の規定は、二線式アナログ電話用設備について準用する。

2 第三十五條の二の四の規定は、緊急通報を扱う二線式アナログ電話用設備について準用する。

3 第三十五條の二の五の規定は、災害時優先通信の優先的取扱いを行う二線式アナログ電話用設備について準用する。

(総合デジタル通信用設備)

第五十三條 第三十五條(第二号及び第五号に限る。)、第三十五條の二の三及び第三十五條の三の規定は、総合デジタル通信用設備について準用する。この場合において、第三十五條第二号及び第五号中「選択信号」とあるのは、「電気通信番号」と読み替えるものとする。

[2] 同上

3 第三十五條の二の二の規定は、災害時優先通信の優先的取扱いを行う総合デジタル通信用設備について準用する。

(アナログ電話相当の機能を有するインターネットプロトコル電話用設備)

第五十四條 第三十五條(第二号及び第五号に限る。)、第三十五條の二の三、第三十五條の九及び第三十五條の十一から第三十五條の十三までの規定は、電気通信番号規則第九條第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備について準用する。この場合において、第三十五條第二号及び第五号中「選択信号」と

| | |
|--|--|
| <p>あるのは「電気通信番号」と、第三十五条の二及び第三十五条の二の三中「メタルインターネットプロトコル電話用設備」とあるのは「事業用電気通信設備」と、第三十五条の二の二中「設置するメタルインターネットプロトコル電話用設備」とあるのは「設置する事業用電気通信設備」と、「当該メタルインターネットプロトコル電話用設備」とあるのは「当該事業用電気通信設備」と読み替えるものとする。</p> <p>2 第三十五条の十四において読み替えて準用する第三十五条の六の規定は、電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備における緊急通報を扱う事業用電気通信設備について準用する。</p> <p>3 第三十五条の二の五の規定は、電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備における災害時優先通信の優先的取扱いを行う事業用電気通信設備について準用する。</p> <p>(携帯電話用設備及びPHS用設備)</p> <p>第五十五条 第三十五条(第二号及び第五号に限る。)、第三十五条の二の六、第三十五条の三(第五号を除く。)、第三十五条の十九の二の規定は、携帯電話用設備及びPHS用設備について準用する。この場合において、第三十五条第二号及び第五号中「選択信号」とあるのは、「電気通信番号」と読み替えるものとする。</p> <p>〔2 略〕</p> <p>3 第三十五条の二の五の規定は、災害時優先通信の優先的取扱いを行う携帯電話用設備及びPHS用設備について準用する。</p> <p>(その他の音声伝送用設備)</p> <p>第五十六条 第三十五条(第二号及び第五号に限る。)、第三十五条の二の六、第三十五条の三(第五号を除く。)、第三十五条の十九の二の規定は、音声伝送役務の提供の用に供する事業用電気通信設備について準用する。この場合において、第三十五条第二号及び第五号中「選択信号」とあるのは、「電気通信番号」と、第三十五条の十九の二中「インターネットプロトコル携帯電話用設備」とあるのは「インターネットプロトコルを使用してパケット交換網」と読み替えるものとする。</p> <p>〔2 略〕</p> <p>3 第三十五条の二の五の規定は、災害時優先通信の優先的取扱いを行う音声伝送役務の提供の用に供する事業用電気通信設備について準用する。</p> <p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p> | <p>あるのは、「電気通信番号」と読み替えるものとする。</p> <p>2 第三十五条の六の規定は、電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備における緊急通報を扱う事業用電気通信設備について準用する。</p> <p>3 第三十五条の二の二の規定は、電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備における災害時優先通信の優先的取扱いを行う事業用電気通信設備について準用する。</p> <p>(携帯電話用設備及びPHS用設備)</p> <p>第五十五条 第三十五条(第二号及び第五号に限る。)、第三十五条の二の三、第三十五条の三、第三十五条の十九の二の規定は、携帯電話用設備及びPHS用設備について準用する。この場合において、第三十五条第二号及び第五号中「選択信号」とあるのは、「電気通信番号」と読み替えるものとする。</p> <p>〔2 同上〕</p> <p>3 第三十五条の二の二の規定は、災害時優先通信の優先的取扱いを行う携帯電話用設備及びPHS用設備について準用する。</p> <p>(その他の音声伝送用設備)</p> <p>第五十六条 第三十五条(第二号及び第五号に限る。)、第三十五条の二の三、第三十五条の三、第三十五条の十九の二の規定は、音声伝送役務の提供の用に供する事業用電気通信設備について準用する。この場合において、第三十五条第二号及び第五号中「選択信号」とあるのは「電気通信番号」と、第三十五条の十九の二中「インターネットプロトコル携帯電話用設備」とあるのは「インターネットプロトコルを使用してパケット交換網」と読み替えるものとする。</p> <p>〔2 同上〕</p> <p>3 第三十五条の二の二の規定は、災害時優先通信の優先的取扱いを行う音声伝送役務の提供の用に供する事業用電気通信設備について準用する。</p> |
|--|--|

(電気通信事業法施行規則の一部改正)

第二条 電気通信事業法施行規則(昭和六十年郵政省令第二十五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

改正前

(事業用電気通信設備の自己確認を要しない設備)

第二十七条の四 法第四十二条第一項及び第二項(同条第四項及び第五項において準用する場合を含む。)の総務省令で定める電気通信設備は、次に掲げる場合に該当するものとする。

- 一 既に事業用電気通信設備の自己確認を行った自己の電気通信設備の自己の事業の用に供することを目的として、当該事業用電気通信設備の自己確認を行った方法により設置した場合(次に掲げる場合を除く。)

イ 事業用電気通信設備規則第三条第二項第四号に規定する二線式アナログ電話用設備(以下この条及び次条において「二線式アナログ電話用設備」という。)及び総合デジタル通信用設備にあつては、それぞれの通話品質、接続品質、総合品質又はネットワーク品質(総合品質及びネットワーク品質にあつては、同項第四号の二に規定するメタルインターネットプロトコル電話用設備及び同項第五号の二に規定するインターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備に限る。)を劣化させることとなる場合

ロ 事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用設備(電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて音声伝送業務の提供の用に供するものに限る。)にあつては、接続品質、総合品質又はネットワーク品質を劣化させることとなる場合

【二・三 略】

(事業用電気通信設備の自己確認の届出)

第二十七条の五 法第四十二条第三項(同条第四項及び第五項において準用する場合を含む。)の規定による届出をしようとする者は、様式第二十の届出書に、次の各号に掲げる事業用電気通信設備についてそれぞれ当該各号に規定する書類を添えて提出しなければならない。

- 一 二線式アナログ電話用設備又は総合デジタル通信用設備(法第四十一条第一項に規定する電気通信設備に限る。) 次に掲げる書類(ネからラまでにあつては、事業用電気通信設備規則第三条第二項第四号の二に規定するメタルインターネットプロトコル電話用設備又は同項第五号の二に規定するインターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備に限る。)

イ イツ 略

ロ ネットワーク品質に関する基準値及びその測定方法に関する説明書

ハ 安定品質を確保するための措置に関する説明書

ニ 略

ネ 総合品質に関する基準値及びその測定方法に関する説明書

ハ ネットワーク品質に関する基準値及びその測定方法に関する説明書

ニ 安定品質を確保するための措置に関する説明書

ハ 略

- 二 事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用設備(法第四十一条第一項に規定する電気通信設備であつて、電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて音声伝送業務の提供の用に供するものに限る。) 次に掲げる書類

(事業用電気通信設備の自己確認を要しない設備)

第二十七条の四 [同上]

一 [同上]

イ 事業用電気通信設備規則第三条第二項第四号に規定する二線式アナログ電話用設備(以下この条及び次条において「二線式アナログ電話用設備」という。)及び総合デジタル通信用設備にあつては、それぞれの通話品質又は接続品質を劣化させることとなる場合

ロ 事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用設備(電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて音声伝送業務の提供の用に供するものに限る。)にあつては、接続品質又は総合品質を劣化させることとなる場合

【二・三 同上】

(事業用電気通信設備の自己確認の届出)

第二十七条の五 [同上]

- 一 二線式アナログ電話用設備又は総合デジタル通信用設備(法第四十一条第一項に規定する電気通信設備に限る。) 次に掲げる書類

イ イツ 同上

ロ [新設]

ハ [新設]

ニ [新設]

ネ [同上]

ハ [同上]

ニ [同上]

ハ [同上]

二 [同上]

イ 前号に掲げる書類（同号ソ及びクに掲げるものを除く。）

〔ロ・ホ 略〕

三 アナログ電話用設備（法第四十一条第一項に規定する電気通信設備に限り、二線式アナログ電話用設備を除く。） 次に掲げる書類

イ 第一号に掲げる書類（同号ソ、キ及びクに掲げるものを除く。）

〔ロ 略〕

四 携帯電話用設備又はPHS用設備（法第四十一条第一項に規定する電気通信設備に限る。）

次に掲げる書類

イ 第一号に掲げる書類（同号ソ及びクに掲げるものを除く。）

〔ロ・ハ 略〕

五 事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用設備（法第四十一条第一項に規定する電気通信設備であつて、電気通信番号規則第十条第一項第二号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務の提供の用に供するものに限る。） 次に掲げる書類

イ 第一号に掲げる書類（同号ロ、ト、リ、ル、ソ、リ及びクに掲げるものを除く。）

〔ロ・ハ 略〕

六 法第四十一条第一項に規定する電気通信設備のうち前各号に掲げる事業用電気通信設備以外の電気通信回線設備 次に掲げる書類

イ 第一号に掲げる書類（同号ロ、ト、リ、ル、ソ、キ、リ及びクに掲げるものを除く。）

〔ロ・ハ 略〕

〔七 略〕

八 法第四十一条第二項に規定する電気通信設備 次に掲げる書類

イ 第一号に掲げる書類（同号イ、ロ、ハ、ヘ、ソ及びクに掲げるものを除く。）

〔ロ・リ 略〕

九 法第四十一条第四項に規定する電気通信設備のうち、二線式アナログ電話用設備又は総合デジタル通信用設備 次に掲げる書類

イ 第一号に掲げる書類（同号イからハまで、ヘ、ル、ソ及びクに掲げるものを除く。）

〔ロ・ハ 略〕

十 法第四十一条第四項に規定する電気通信設備のうち、事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用設備（電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。） 次に掲げる書類

イ 第一号に掲げる書類（同号イからハまで、ヘ、ル、ソ及びクに掲げるものを除く。）

〔ロ・ニ 略〕

十一 法第四十一条第四項に規定する電気通信設備のうち、アナログ電話用設備（二線式アナログ電話用設備を除く。） 次に掲げる書類

イ 第一号に掲げる書類（同号イからハまで、ヘ、ル、ソ、キ及びクに掲げるものを除く。）

イ 前号に掲げる書類（同号ソ及びキに掲げるものを除く。）

〔ロ・ホ 同上〕

三 〔同上〕

イ 第一号に掲げる書類（同号ソ、リ及びキに掲げるものを除く。）

〔ロ 同上〕

四 〔同上〕

イ 第一号に掲げる書類（同号ソ及びキに掲げるものを除く。）

〔ロ・ハ 同上〕

五 〔同上〕

イ 第一号に掲げる書類（同号ロ、ト、リ、ル、ソ、ム及びキに掲げるものを除く。）

〔ロ・ハ 同上〕

六 〔同上〕

イ 第一号に掲げる書類（同号ロ、ト、リ、ル、ソ、リ、ム及びキに掲げるものを除く。）

〔ロ・ハ 同上〕

イ 第一号に掲げる書類（同号ロ、ト、リ、ル、ソ、リ、ム及びキに掲げるものを除く。）

〔ロ・ハ 同上〕

〔七 同上〕

八 〔同上〕

イ 第一号に掲げる書類（同号イ、ロ、ハ、ヘ、ソ及びキに掲げるものを除く。）

〔ロ・リ 同上〕

九 〔同上〕

イ 第一号に掲げる書類（同号イからハまで、ヘ、ル、ソ及びキに掲げるものを除く。）

〔ロ・ハ 同上〕

十 〔同上〕

イ 第一号に掲げる書類（同号イからハまで、ヘ、ル、ソ及びキに掲げるものを除く。）

〔ロ・ニ 同上〕

十一 〔同上〕

イ 第一号に掲げる書類（同号イからハまで、ヘ、ル、ソ、リ及びキに掲げるものを除く。）

〔ロ・ニ 同上〕

イ 第一号に掲げる書類（同号イからハまで、ヘ、ル、ソ、リ及びキに掲げるものを除く。）

〔ロ・ニ 同上〕

| | |
|--|--|
| <p>〔ロ・ハ 略〕</p> <p>十二 法第四十一条第四項に規定する電気通信設備のうち、携帯電話用設備又はPHS用設備次に掲げる書類</p> <p>イ 第一号に掲げる書類（同号イからハまで、へ、ル、ソ及びクに掲げるものを除く。）</p> <p>〔ロ・ニ 略〕</p> <p>十三 法第四十一条第四項に規定する電気通信設備のうち、事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用設備（電気通信番号規則第十条第一項第二号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務の提供の用に供するものに限る。）次に掲げる書類</p> <p>イ 第一号に掲げる書類（同号イからハまで、へ、ト、リ、ル、ソ、ノ及びクに掲げるものを除く。）</p> <p>〔ロ・ニ 略〕</p> <p>十四 法第四十一条第四項に規定する電気通信設備のうち、前各号に掲げる事業用電気通信設備以外の電気通信設備 次に掲げる書類</p> <p>イ 第一号に掲げる書類（同号イからハまで、へ、ト、リ、ル、ソ、チ、リ及びクに掲げるものを除く。）</p> <p>〔ロ・ニ 略〕</p> <p>〔2 略〕</p> | <p>〔ロ・ハ 同上〕</p> <p>十二 〔同上〕</p> <p>イ 第一号に掲げる書類（同号イからハまで、へ、ル、ソ及びクに掲げるものを除く。）</p> <p>〔ロ・ニ 同上〕</p> <p>十三 〔同上〕</p> <p>イ 第一号に掲げる書類（同号イからハまで、へ、ト、リ、ル、ソ、ム及びクに掲げるものを除く。）</p> <p>〔ロ・ニ 同上〕</p> <p>十四 〔同上〕</p> <p>イ 第一号に掲げる書類（同号イからハまで、へ、ト、リ、ル、ソ、リ、ム及びクに掲げるものを除く。）</p> <p>〔ロ・ニ 同上〕</p> <p>〔2 同上〕</p> |
| <p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p> | |

附 則

この省令は、公布の日から施行する。